いちき串木野市重度心身障害者医療費助成金支給条例（平成17年いちき串木野市条例第78号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	いちき串木野市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-1 ： 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	いちき串木野市重度心身障害者医療費助成金支給条例（平成17年いちき串木野市条例第78号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第２条の表の項	144	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第１第３の項 いちき串木野市重度心身障害者医療費助成金支給条例（平成17年いちき串木野市条例第78号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第１条	いちき串木野市重度心身障害者医療費助成金支給条例（平成17年10月11日条例第78号）第１条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって（障害者及び障害児）の（福祉の増進）を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第１条 この条例は、重度心身障害者の健康の保持と保健の向上に寄与するため、医療費の助成を行うことにより（重度心身障害者）の（福祉の増進）を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		いちき串木野市重度心身障害者医療費助成金支給条例（平成17年10月11日条例第78号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項9号	いちき串木野市重度心身障害者医療費助成金支給条例（平成17年10月11日条例第78号）第９条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条の二第一項の高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者に対する医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項9号ハ	いちき串木野市重度心身障害者医療費助成金支給条例（平成17年10月11日条例第78号）第２条第２項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項9号ホ	いちき串木野市重度心身障害者医療費助成金支給条例（平成17年10月11日条例第78号）第２条第１項

②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項9号ロ	いちき串木野市重度心身障害者医療費助成金支給条例（平成17年10月11日条例第78号）第４条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	

届出情報

独自利用事務の対象者	重度心身障害者
番号法第９条第２項の条例に規定した日	2016年09月28日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.